

令和4年度 第二中学校区地域学校協働本部 イメージ図

学校を核とした地域づくり
人づくり・つながりづくり・地域づくり

拠点 中央公民館

新 第二中学校地域学校協働本部(推進会議)

①コーディネート機能 ②多様な活動 ③継続的な活動

生涯学習課

連携・協働

学校教育課

新 CSチーフディレクター会議

3中学校区チーフディレクターの会議
CSディレクター設置要綱第8条(3)

和光市コミュニティ・スクール
ディレクター設置要綱
第7条
教育委員会は、CSディ
レクターの中から、各中
学校区にCSチーフディレ
クターを選任することがで
きる。

学校教育課

CSディレクター推進協議会

和光市立小・中学校地域学
校協働本部設置要綱
第4条2
協働本部に本部長を置
き、地域学校協働活動推
進員をもって充てる。

和光市コミュニティ・スクールディレクター設置要綱
第4条
CSディレクターは、学校運営協議会委員の中から教育委員
会が委嘱する。

学校教育課

第三小学校学校運営協議会
CSディレクター1名と地域コーディネーター1名を選出

広沢小学校学校運営協議会
CSディレクター1名と地域コーディネーター1名を選出

本町小学校小学校学校運営協議会
CSディレクター1名と地域コーディネーター1名を選出

第二中学校学校運営協議会
CSディレクター1名と地域コーディネーター1名を選出

地域とともにある学校づくり

社会に開かれた教育課程

CSチーフディレクターは、各学校からの支援活動依頼を受け付けるが、所属校以外の支援依頼については、各校から選出されるCSディレクターへ連絡し、具体的な活動支援体制を共に構築する。各校CSディレクターは、地域コーディネーターと連携を図りながらCSチーフディレクターを中心に対応する。支援依頼については、公民館を拠点とする市民活動団体、NPO法人、関係機関等と調整し、学校支援活動に緩やかな広がりを持たせるよう配慮する。CSチーフディレクターは、公民館を拠点とし、活動する。

生涯学習課

生涯学習課

学校応援団・PTA等関係組織への連絡・依頼 等
(わこうっクラブ・子ども教室の開催 地域未来塾 等)

教育活動の支援を行う「教育活動推進員」、プログラムの実施支援や子供たちの安全管理等を行う「教育活動サポーター」等を配置する。
令和3年7月15日 令和3年度和光市コミュニティ・スクール推進協議会「コミュニティ・スクールの推進・充実を図るために(CSディレクターの役割)」

第二中学校区域から

地域学校協働本部の役割の理解を図るため、当分の間は、各学校の学校運営協議会委員にお願いする。

地域の支援や参画について、学校ニーズを取りまとめるとともに、地域コーディネーターと連携しながら、地域と連携・協働した教育活動を推進する。

新 地域コーディネーター(地域の方) 計4名
各校1人×4校 ※教育委員会依頼 任期なし
※学校運営協議会委員のなかから1名選出する。

【地域学校協働活動推進員】(社会教育法第9条第1項) 任期2年・各学校区に1名程度
教育委員会及び学校の方針を踏まえ、地域コーディネーターと連絡・調整を図りながら、学区内における一体的・効果的な地域学校協働活動の推進を図る。

新 コミュニティ・スクールディレクター(委嘱1年)
(地域学校協働活動推進員 委嘱2年) 計4名

運営方針や取組等を共有

【会議構成者】
PTA・保護者会会長 学校関係者(校長・教頭等) ボランティア代表 地域関係団体等
地域連携担当 1名 地域コーディネーター 2名 CSチーフディレクター 1名

第4条 協働本部は、次に掲げる構成員により組織する。 和光市立小・中学校地域学校協働本部設置要

活動の企画・立案、評価・検証(年3回開催)

新 CSチーフディレクター(本部長1名)

学校依頼により対応

和光市立小・中学校地域学校協働本部設置要綱第6条
地域学校協働本部は、次の各号に掲げる活動を行う。
(1)学校支援活動
(2)家庭教育支援活動
(3)放課後子ども教室
(4)地域活動
(5)その他

市民総合賠償補償保険加入(学校応援団保険対応)

学校(校長)
(1) 地域連携教育指導計画等作成
(2) 学校運営協議会報告・協力依頼
(3) CSコーディネーターとの連携
(4) 地域学校協働本部への依頼内容選択
(5) 地域連携担当への指導、指示

報告

指示・見届け

新 第三小学校 地域連携担当 教職員

新 広沢小学校 地域連携担当 教職員

新 本町小学校 地域連携担当 教職員

新 第二中学校 地域連携担当 教職員

学校教育課

地域連携担当者は校務分掌に位置付けられる職員であるが、地域コーディネーターと連携しながら地域住民がボランティアとして参画する教育活動を推進するために、学校運営協議会に参加し、内容を十分に把握しておく必要がある。
また、担当職務の遂行にあたっては、学年主任、教科主任等との連携を十分に図り、学校支援活動(教育支援活動)が効果的に進められるよう、校長への報告・連絡・相談を適切に行い、校長の指示のもと、関係者との調整を図ることが必須である。

☆ 社会教育法 第5条第13号 放課後の学習活動(放課後子供教室) 第14号 社会奉仕体験活動 自然体験活動 第15号 学校支援活動(学習、部活動支援、環境整備等)

☆ 社会教育法 第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。